

会議録

会議の名称	令和7年度 第5回福津市郷づくり推進協議会代表者会議	
開催日時	令和8年 1 月30日(金)14:00~15:30	
開催場所	市役所別館1階 大ホール	
委員	勝 浦 : 荻原 哲夫、 谷口 正秀 津屋崎 : 楠田 元明(副会長)、 川内 太 宮 司 : 梅野 邦彦、 財部 順一郎 福 間 : 岡田 和憲(会長)、 財満 正憲 神 興 : 富松 享一、 山西 祐司 上西郷 : 高木 文明、 小山 博敏 神興東 : 木下 重幸、 井上 順一 福間南 : 石原 政道(副会長)、 西村 豊子	
専任事務局員	—	
市	防 災 安 全 課: 柁村課長、高山参事	
事務局	市 民 共 働 部 : 香田部長 地域コミュニティ課 : 谷口課長、向井係長、溝田	
会 議	内容	1. 議題 (1) 令和7年度 福津市一斉防災訓練の結果について(防災安全課) (2) 郷づくり推進事業交付金見直しに関する検討結果について(地域コミュニティ課) (3) 郷づくり推進条例(仮称)について(地域コミュニティ課) 2. その他 福岡工業大学 地域創生 PBL 現地発表会のお知らせ
	配付資料	<input type="checkbox"/> 令和7年度 福津市一斉防災訓練の結果について(報告) <input type="checkbox"/> 郷づくり推進事業交付金見直しに関する検討結果について <input type="checkbox"/> 郷づくり推進条例(仮称)イメージ案について(確認のお願い) <input type="checkbox"/> 福岡工業大学 地域創生 PBL 現地発表会のお知らせ

会議内容(要点)

1. 議案

(1) 令和7年度 福津市一斉防災訓練の結果について(防災安全課)

防災安全課が、令和7年度 福津市一斉防災訓練の結果について説明した。

(委員)

防災行政無線が非常に聞こえにくい。メール配信で内容は確認できるが、高齢者の中にはメールを利用できない方もいるため、防災行政無線は重要な手段であると認識している。特に風雨が強いときは窓を閉めるため、近隣でも放送が聞こえないとの声がある。自治会や協議会を通じ、聞こえにくい世帯を把握しておく必要があるのではないか。

(防災安全課)

防災行政無線は、強い雨天時などに聞こえにくくなる課題がある。重要な情報伝達手段であるが、天候の影響を受けるため、これだけで全てを伝えることは困難である。スマートフォンを持たない方への情報提供は課題であり、市公式ホームページでの周知も行っている。自治会に有線放送があれば、その活用も有効である。現在の設備は老朽化しており、更新には多額の費用を要するため、早期対応は難しい状況である。メール配信は自治会長へ案内しているが、対象拡大も検討する。今後も複数の手段で情報伝達を図る。

(会長)

地域によって、防災行政無線がよく聞こえる場所と聞こえにくい場所があると思う。各郷づくりの中で、聞こえにくい地域はあるのか。方向の影響もあると思うが、そのような声は多いのか。

(委員)

有線放送の導入については、以前から質問している。補助金の割合や個人負担額を明確に示してほしい。神興東では旧集落で有線対応ができていますが、台風や豪雨時は窓を閉めるため、屋外無線は聞こえにくい。毎年同じ議論が繰り返されているため、市として今後の整備方針を示すべきである。

(防災安全課)

情報伝達の課題は従前から続いている。携帯電話の普及率を踏まえると、登録制のメール配信は現実的な手段であると考えている。有線放送への切り替える地域もあり、設備補助として20%を交付している。毎年夏の予算要望時に、各自治会へ数年先を含めた整備・修繕計画の有無を確認している。計画的な予算化を図るため、早期に予定を示してほしい。

(会長)

有線・無線いずれも聞き取りにくい課題があるが、防災情報は最も重要な連絡事項である。伝達の遅れは避難の遅延となり、重大な災害を招きかねない。早期に具体的な改善策を示してほしい。

(副会長)

一斉避難訓練とは別に、昨年の豪雨時の避難指示発令は円滑ではなかった。指揮命令系統の整備について昨年11月を目途に整理すると説明を受けたが、その後進捗が示されていない。豪雨の教訓をどのように検証し、今後どう生かすのかを明らかにすべきである。

(防災安全課)

報告が遅れたことは申し訳ない。新年度に向け、防災安全課において連絡体制の見直しを進めている。現在は郷づくりの代表者へ地域コミュニティ課から連絡する体制である。自治会長にも登録制メールを活用し、確実に情報が届く仕組みを導入する方向で準備している。

(副会長)

最終決定でなくてもよいので、検討段階で協議会や自治会へ意見を求めてほしい。決定前に方向性を示し、ヒアリングを行うべきである。また、西郷川の氾濫は福間南に大きな影響を与えている。床上・床下浸水も発生しており、定期的な浚渫を県へ要望しているが、回答がない。豪雨の教訓を整理し、今後の対応方針と工程を明確に示してほしい。

(会長)

昨年8月の水害後、復旧状況の報告はあったが、得られた教訓と今後の具体策が十分に示されていない。避難訓練も同様である。良かった点、改善した点、残された課題を整理し、次年度への対応方針を示すべきである。例えば、装備の着用率向上や集合方法の工夫など、具体的な改善事例を一覧化すれば、自治会長へも説明しやすい。行政の検討状況と今後の方向性を明確に示してほしい。

(委員)

一斉防災訓練の参加者は増えているが、昨年の豪雨規模を踏まえると十分とは言えず、残念である。課内のみで検討しても進展は限られる。防災士や防災推進員の知見を活用し、体制や仕組みを構築すべきである。迅速な発信がなければ参加は広がらない。防災士の資格取得を推奨してきた以上、その人財を生かす必要がある。

(委員)

防災を考える際、コストは二次的要素である。犠牲が生じた要因は、突き詰めればコミュニケーション不足である。放送手段の改善だけでは十分でない。危険地域には連絡員を配置し、水位情報を迅速に共有するなど、低コストでも可能な対策がある。高齢化や自治会加入率低下という課題もある。訓練中心ではなく、未加入世帯や支援が必要な高齢世帯への内部支援体制など、ソフト面の強化が重要である。防災安全課に限定せず、関係部署や地域全体で検討すべきである。

(会長)

多様な意見が出たため、次回までに整理し、具体的な回答を示してほしい。

(2) 郷づくり推進事業交付金見直しに関する検討結果について(地域コミュニティ課)

地域コミュニティ課が、郷づくり推進事業交付金見直しに関する検討結果について説明した。

(会長)

交付金検討委員会は今年 14 日の第 4 回をもって終了し、令和 9 年度の交付金額は令和 8 年度 交付予定額を据え置く方向となり、委員会は休止となる予定である。ただし、これまでの議論で得た情報は有益である。交付金の活用方法や情報共有を目的とする場を、別途継続して設け、2 か月に 1 回程度の開催を想定している。

(委員)

決定事項にある「西福間 5 区に相当額を移す」とは具体的に何を指すのか。相当額の算定根拠を示してほしい。

(地域コミュニティ課)

相当額の算定は現在検討中である。総額が固定される中、従来の算定基準がそのまま使えないため、これまでの算定方法を基に調整する案、または福間が自治会へ配分していた額を基準とする案を考えている。福間・宮司両協議会および西福間 5 区への影響が大きいため、個別に協議させていただきたい。

(会長)

福間では交付金の 7 割以上を自治会へ配分している。西福間 5 区は自治会加入率 100%であり、相当額の移動は福間に大きな影響を及ぼす。双方で協議し決定したい。

広報配布のポスティング化や防犯灯の LED 化により、自治会長の業務は一部軽減された中で、令和 2 年度以降、役員手当の見直しを実施した自治会はあるか。各地域の状況を確認したい。

(委員)

勝浦全体として一律に見直しを行ったわけではない。各自治会の状況までは把握していない。ただし、自身の自治会では見直しを実施した。

(会長)

平成 23 年度まで区長制度があり、区長手当は嘱託職員としての報酬であった。その後、自治会長制度へ移行したにもかかわらず、手当がそのまま引き継がれている例が多い。見直しを行った地域はあるか。

(委員)

抜本的な見直しを行った経緯はあると聞いているが、20 年ほど前のことで資料が見当たらない。宮司総区の時代に考え方を大きく変更したとは聞いているが、詳細は不明である。

(委員)

自治会ごとに対応は異なる。従来方式に踏襲している自治会もあれば、定額制としている自治会

もある。13自治会それぞれの判断に任せている。

(会長)

郷づくりとして一律に提案することは難しいが、手当の根拠が不明確なまま継続している例もある。世帯数に一定額を乗じる考え方が参考にされていた時期もあったが、明確な基準はなかった。活動量に差がある中で手当が横並びであれば、不満が生じる可能性がある。活動時間に応じた算定など、行政から参考となる計算方式を示し、導入の可否は各自治会の判断に委ねる方法も考えられる。役員報酬が会費総額の大きな割合を占めている例もあり、整理が必要である。

(委員)

手当の問題は一概に整理できない。若い世代が多い自治会では手当が低くてもよいという声がある。一方、高齢化が進んだ自治会では担い手確保のために手当を上げて依頼する事情もある。会費水準も異なり、地域事情を踏まえると一律の基準設定は難しい。

(会長)

一律化ではなく、算出方法の選択肢を示すことは可能である。例えば時給換算など、活動量に基づく計算方式を提示すれば、一定の納得性は得られる。根拠が不明確なまま高額と受け取られれば、活動実態との乖離を指摘されかねない。

(委員)

総会で予算を示すと、協議会会長の手当額が低いとの声も出る。自治会長と同程度の水準であれば意見も言いやすいとの意見もある。自治会が連名で要望すれば、市への働きかけもしやすいとの考えもある。

(会長)

高低の問題ではなく、住民が理解し納得できる根拠が必要である。妥当性が示されれば、一定額の支給も理解は得られる。

(委員)

余剰金の扱いにも課題がある。事務局人件費の年度当初分を確保するため繰り越しを行っているが、部会からは早期配分を求められる。予算編成上の整理が必要である。

(3)郷づくり推進条例(仮称)について(地域コミュニティ課)

地域コミュニティ課が、郷づくり推進条例(仮称)について説明した。

(会長)

これまでワークショップ等で積み重ねてきた内容を、本条例案に反映していくことになる。本条例は、地域活動がより円滑に進むよう整備するものである。自治会長をはじめ関係者の意見も丁寧に聴取し、実効性のある内容に高めたい。条例イメージ案について意見を求める。

(副会長)

郷づくり推進条例とのことだが、自治会活動そのものを定めた条例は存在するのか。

(地域コミュニティ課)

現時点で自治会活動を直接定めた条例はない。

(副会長)

では、現在の自治会活動の法的根拠はどこにあるのか。

(地域コミュニティ課)

地域づくりの基本な考え方を示すものとして「みんなですすめるまちづくり基本条例」がある。同条例で自治会を直接規定してはいないが、これを受けて制定された「郷づくりの推進に関する規則」において自治会の位置付けを定めている。さらに、協議会の基軸団体としての位置付けや役割は「郷づくり基本構想」に記載している。

(副会長)

郷づくりは自治会活動を基盤としている。新たに転入した市民には、まず自治会への加入を案内するのが基本である。その際、拠り所となる条例や行動指針をどのように説明するのか。

(地域コミュニティ課)

転入者や市民に自治会活動を説明する場合、条例や規則は重要であるが、内容をそのまま示しても理解は容易ではない。既存のルールや計画を基に、かみ砕いた資料で説明するのが一般的である。

(副会長)

そのような説明は実際に行っているのか。郷づくり推進条例は、そうした内容を包含するものとすべきである。

(地域コミュニティ課)

自治会に関する案内は、窓口対応のほか、市公式ホームページや市広報紙を通じて行っている。

(副会長)

第4条に市民の役割が規定されている。市民にとって最も身近に感じる条文はここである。転入者にとって「郷づくり」は分かりにくく、まず自治会活動として理解されるはずである。「参画するよう努めるものとする」という表現では、自治会加入率の低下を支える仕組みとしては弱い印象を受ける。条例はその支えとなるツールであるべきだが、現状の書きぶりは明確さに欠ける。

(地域コミュニティ課)

本条例の制定を契機に、市民へ自治会や郷づくりを周知したいと考えている。ここでいう市民は、居住者に限らず、市内で働く者や学ぶ者も含む。条例の策定過程や制定後も含め、認知を高める機会を設けたい。

(委員)

条例中の「地域住民」という用語の解釈が曖昧である。自治会加入者を指すのか、行政区全体を指すのかで対応は大きく異なる。未加入世帯への働きかけが困難な現状を是認する形での条例化には、当事者として割り切れない思いがある。

(委員)

2月の市広報紙では「私たちでつくる住みよいまち」と題して助成団体が紹介されていたが、自治会や郷づくりの記載はなかった。表題と内容に齟齬があり、郷づくりが別扱いのように感じられる。市の姿勢が十分に伝わらず、疑問を抱く市民もいると考える。

(副会長)

第2条に定義があり、第4号で自治会を規定している。自治会と郷づくりの関係は、その後の条文で明確に整理されているのか。

(地域コミュニティ課)

第2条第4号で自治会に触れている。あわせて第3号で郷づくり推進協議会を定義し、自治会を基軸とする組織として位置づけている。

(副会長)

その関係性は他の条文でも示されているのか。

(地域コミュニティ課)

関係性については、第2条の解説で協議会と自治会の位置付けを説明している。

(副会長)

解説では条例本文にならない。

(地域コミュニティ課)

解説は条例本文には含まれないが、趣旨や考え方を補足する資料として整理している。すべての意見を条文化することは難しいため、重要な点は解説書に反映している。

(副会長)

解説書は公開されるのか。

(地域コミュニティ課)

公開する。

(委員)

条例制定には反対である。未加入者は本条例上どのように位置付けられるのか。市民という大枠に含めるのか。自治会は任意の自治組織であり、加入は自由という整理なのか。その一方で郷づくりには参加を求めるのか。未加入者をどう扱うのが曖昧である。郷づくりの運営は自治会が基軸

会議録

だが、未加入者との連絡体制は現行組織にはない。市の考えを整理した上で条例化すべきである。既存の規則や基本構想を見直すことで足りるのではないか。

(地域コミュニティ課)

本日は準備不足であった。これほど多くの意見が出るとは想定していなかった。これまでも同様の意見があったことは認識している。今回は初回提示であるため、各会長の率直な意見をアンケートや意見書で提出してほしい。来週の共働推進会議や代表者会議でも議題とするが、最も重視するのは協議会の意見である。提出期限を2月中旬としているが、総会日程の都合などで延長が必要であれば検討する。意見があれば伺いたい。

(委員)

もう少し期間がほしい。役員に説明し、意見を聞いたうえで提出したい。

(地域コミュニティ課)

では2月末までに意見を提出してほしい。

(会長)

自治会の加入・未加入の問題は極めて難しい。即効性のある対策で一気に加入率が上がるものではなく、条例整備や郷づくりの取り組みを積み重ねる中で、徐々に改善を図るべき課題である。ここで、北九州市の事例を紹介する。北九州市の町内会長が加入率7割を引き上げるため、未加入世帯へ防犯灯費用の負担をお願いする文書をポスティングした。350世帯中240世帯が加入、未加入世帯のうち約60世帯が防犯灯代を支払う意思を示し、それをきっかけに関心が高まり、最終的に約9割が加入したという。この取り組みはメディアでも紹介され、一定の反響があった。条例整備とあわせて、各地域が知恵を出し合い、情報交換を重ねることが重要である。建設的な議論を通じて、それぞれの地域で加入率向上につながる工夫を共有していきたい。

(副会長)

9ページの「ポイント」と囲ってある箇所の表現は適切ではない。郷づくりと自治会は別組織だと記すだけで、その関係性の説明や方向性が示されていない。市民に対して「別組織です」と言い切るだけでは不十分であり、両者の関係をもっとかみ砕いて説明すべきである。組織としては別であっても、どういう位置づけなのかを示す必要がある。

(委員)

その文章を読むと、自治会に入らなくても郷づくりには参加すればよいという意味にも受け取れる。

(委員)

前回この条例案について協議した際にも同様の意見が出ていたはずだが、今回の案には反映されていないように見える。意見が無視されているのではないか。

(委員)

一覧表で意見に対する整理は行っており、無視しているわけではない。市としての考えに基づき、現段階の案として提示している。今回示した内容に対して、意見書などで率直な意見をいただきたい。意見を軽視する意図はない。

(委員)

自治会の在り方は地域によって事情が異なる。旧来の行政区では、区として財産を所有してきた経緯がある。しかし、従来の「○○区」という形では法人格がなく、不動産登記は代表者個人名義で行われていた。代表者の死亡等により問題が生じたため、地方自治法に基づく地縁団体として法人化し、「○○自治会」として正式に認可を受けた。法人化にあたっては規約や目的、事業内容を明確に定めている。そのため、自治会は明確な目的と法的位置付けを持つ組織であり、郷づくりとは自ずと性格が異なる。ただし、地域づくりを進める上では協力や連携は不可欠であるが、組織としては別であると理解している。

(会長)

地縁団体に関しては、公民館の登記などでも課題がある。ある公民館は、地権者が複数かつ所在不明者もいるため、地縁団体としての登記ができない。地域によって状況はさまざまである。

(委員)

本条例は郷づくり推進条例であり、自治会の条例ではない。自治会に関する条例は存在するのか。案を見る限り、郷づくりの記述が中心で自治会についての明確な規定は見当たらない。自治会が地域の主体であるとの認識からすると、自治会に関する条例がないまま郷づくり条例のみを制定しても、実効性に疑問がある。上西郷地域では「郷づくり」という概念自体が十分浸透していない状況であり、その中で条例を制定しても形骸化する懸念がある。自治会の位置付けを明確にした上でなければ、自治会側から反発が生じる可能性もあるのではないか。

(地域コミュニティ課)

自治会に関する条例は現時点では存在しない。解説書の記載内容について、各協議会から反発の声があることは認識している。来週の共働推進会議でも本案を提示し、委員の意見を聞く予定である。本日の会議で出た意見も事務局から共有する。郷づくり関係者も委員に含まれているため、意見は出ると考えている。代表者会議は5月になるが、別途会長向けの場を設け、何らかの形で示したい。現時点で即答はできないが、整理のうえ報告する。

(会長)

各自持ち帰り、自治会長や郷づくり部会の意見を集約してほしい。それらを持ち寄り、議論を前に進めたい。協力をお願いする。

(委員)

最終的に意見はどここのものを基にするのか。この会議の意見か、それとも共働推進会議の意見か。

(地域コミュニティ課)

両方の意見をいただく。

(会長)

できるだけ多くの意見を出し、その中から採用すべきものを取り入れていくことが大切である。意見が多く出るということは、より良いものに近づいていくということでもある。条例制定に向けてのワークショップでは、九州大学の先生が、自治会は「守り」の活動、郷づくりは「攻め」の活動だと説明されていた。学識者の視点として、両者は性格が異なるという整理である。感覚的には理解できる部分もある。さまざまな課題は出てくるだろうが、それに応じた対応策も考えられるはずである。建設的に議論を重ねていきたい。

続いて、配布している福岡工業大学の地域創生 PBL 事業について案内する。福岡および福岡南で実施しており、地域活動の現地調査や提案を通じて活性化策を検討している。これまで複数回の会合を重ね、2月10日に図書館で発表会を開催する予定である。若い世代の視点による斬新な提案もあり、参考になる内容である。関心があれば参加を検討してほしい。

その他

福岡工業大学 地域創生 PBL 現地発表会のお知らせ

(会長)

福岡および福岡南地域を対象に、福岡工業大学の学生が授業の一環として地域活動を調査し、現地視察や意見交換を通じて地域活性化策を提案する。これまでに福岡では3回の会合を実施した。2月10日に図書館で発表会を開催する予定である。対象は福岡・福岡南に限らず、関心のある者は参加可能である。若い世代の視点による提案は参考になる点が多く、斬新な意見も期待できる。都合がつけば参加を検討してほしい。

以上で代表者会議を終了する。